

## 犯罪被害給付制度

### 犯罪被害給付制度とは

この制度は、故意の犯罪行為（殺人や傷害等）により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

### 給付金の種類

#### 犯罪被害者等給付金

##### 遺族給付金

- ◎ **支給を受けられる人**  
亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族
- ◎ **支給を受けられる遺族の範囲と順位**
  - 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
  - 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の  
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
  - 3 2に該当しない犯罪被害者の  
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
- ◎ **犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合**  
その負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を加算

##### 重傷病給付金

- ◎ **支給を受けられる人**  
犯罪行為によって、重傷病を負った犯罪被害者本人
- ◎ **重傷病とは**  
療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上就労（就学）することができない程度であることを要する。）

##### 障害給付金

- ◎ **支給を受けられる人**  
障害が残った犯罪被害者本人
- ◎ **障害とは**  
負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいいます。

### 対象となる犯罪被害

- 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害をいいます。

### 給付金の支給が受けられる犯罪被害者等の資格

- 日本国籍を有する人
- 日本国内に住所を有する人（外国籍の人を含む。）

### 申請期間

- 申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはできません。
- やむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請をすることができます。

### 支給制限

- 親族間犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。
- 労災保険等の公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。